

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに関するガイドライン

第1. 趣旨

このガイドラインは、地震等の自然災害発生に伴い、被災区域における災害応急対策、災害復旧又は社会的機能の維持のため児玉郡市広域消防本部（以下「当本部」という。）管内において行われる危険物の仮貯蔵、仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）に係る安全対策及び手続き等について定めるものである。

第2. ガイドラインの適用

このガイドラインは、地震等の自然災害発生に伴い、被災区域における災害応急対策、災害復旧又は社会的機能の維持のために当本部管内において行われる危険物の仮貯蔵等に関し、次に掲げるいずれかの場合に適用する。

- ① 当本部管内において震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 自然災害により平常時と同様の運用が困難な時で、消防長が認める場合

第3. 安全対策

1. 共通の安全対策

(1) 危険物の取扱場所

危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行うこと。

また、屋内で危険物を取り扱う場合にあっても、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。

(2) 保有空地

危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定の例により表1のとおり確保すること。ただし、危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができる。

保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。

表1 保有空地

区分	空地の幅
指定数量の倍数が10以下の屋外貯蔵所	3メートル以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋外貯蔵所	6メートル以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋外貯蔵所	10メートル以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋外貯蔵所	20メートル以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	30メートル以上

(3) 標識等の設置

仮貯蔵等を行う場所では、見やすい箇所に標識・掲示板を立て関係者に注意喚起を行うこと。

(4) 流出防止対策

流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。

(5) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。

(6) 静電気対策

ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃がすこと。また、静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること）を確保すること。

さらに、絶縁性素材の用具は極力使用しないこと（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること）。

また、危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れて危険物の取り扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。さらに、作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。

給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、また充填後しばらく静置すること。

第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

(7) 消火設備の設置

取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を以下のとおり用意すること。

- ① 指定数量が100倍未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第5種消火設備を2個以上設けること。
- ② 指定数量が100倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第4種消火設備を1個以上及び第5種消火設備を2個以上有効に配置すること。
- ③ 仮貯蔵等をしようとする場所の周囲に、既に消火設備が設けられている場合で、有効であると認められる場合は、前①、②によらないことができる。

(8) 取扱い場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入

りを厳に禁ずること。

(9) 危険物取扱者の立会い等

危険物の取り扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うこと。

危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱いに関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。

(10) 二次災害の発生防止

余震発生、避難勧告発令時等における対応について予め定めておくこと。

(11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

(1)から(10)で示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等について予め定めておくこと。

2. 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

1に示した危険物の仮貯蔵等に際して共通して講ずべき対策に加え、危険物の取扱い形態に着目した特有の対策は次のとおりである。

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。

また、ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎む必要があること。(別紙1参照)

ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能なかぎり屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

燃料の小分け等の危険物の取り扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。

なお、ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置することが必要であること。

また、危険物の流出量を小さくするために、1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行うことを避けること。

(3) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出防止対策として次の事項に留意すること。

- ・危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。
- ・吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。
- ・移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。
- ・ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。
- ・移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では吹きこぼしが発生するおそれがあるので、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油すること。

また、震災等により広範囲に渡って給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要性に迫られている場合においても、ガソリンは引火点が-40度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大して滞留するおそれがある（200リットルの流出事故で最大30mの範囲まで可燃性蒸気密度が高くなる可能性がある）こと等、二次災害の発生防止が極めて重要であることから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要であること。

- ・給油時の漏れ、あふれ等による流出事故の発生危険性（給油取扱所の給油設備には、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時の漏れ、あふれ等を防止している。）
- ・流出事故が発生した場合の火災発生危険性（給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れ

たガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外に被害が拡大することを防止している。)

・火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油取扱所では給油に関係ない者の立ち入りが管理されている。さらに、震災時においては、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。)

・火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（給油取扱所では防火塀等の措置が講じられている。さらに、震災時においては、周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。)

(4) 移動タンク貯蔵所に接続した可搬式の給油設備からの給油、注油等

前(3)に例示する内容とは異なるが、次の「第4. 承認手続き」に定める実施計画書作成例【別紙2-4】により、危険物の流出防止対策を施した場所において、可搬式の給油設備（給油設備本体及び付属する接地導線や電源ケーブル等は、給油取扱所の固定給油設備と同等の性能を有するものとして第三者機関による性能評価を受けたもの）を移動タンク貯蔵所と接続し、危険物取扱者免状の保有者が当該給油設備を用いて自動車への給油又は容器への注油をするものにあつては、本形態に即して必要な安全対策が講じられたものとして取り扱うものとする。

(5) ガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項について別紙1を参考にすること。

第4. 承認手続き

震災時等における危険物の仮貯蔵等の申請手続きの承認を円滑に実施するため、承認手続きについては以下のとおりとする。

1. 事前協議

事前に想定される危険物の仮貯蔵等に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に当本部と協議したうえ、震災時等の仮貯蔵・仮取扱いの実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、当本部へ提出すること。

2. 実施計画書の作成に係る留意事項

(1) 実施計画書の添付書類

実施計画書には、仮貯蔵等の実施予定場所の現場案内図、配置図、全体写真、資機材配置図（レイアウト図等）、使用資機材リスト等を添付すること。

なお、使用資機材リストは資機材配置図を基に、平時から用意しておくものと震災時に手配するもので分けてリストを作成すること。

(2) 実施計画書の作成

実施計画書は、第3に掲げる安全対策及び実施計画書作成例【別紙2-1から2

ー4】を参考とし、作成すること。

なお、実施計画書作成例に掲載されていないような特異な事例の仮貯蔵等については、事前に十分な協議を行う必要がある。

3. 実施計画書の受付・変更

正副二部を提出し、添付書類から内容を審査し、安全であると認められた場合、副本を返却する。返却された副本は、適切に保管しておくこと。

提出された実施計画書の変更が必要となる事由は以下のとおりとする。

- ① 仮貯蔵等をする予定の場所を変更する、又仮貯蔵等の場所に建築物その他工作物を建てる場合
- ② 危険物施設の譲渡引渡があった場合
- ③ 危険物施設を複数所持している事業所で、危険物施設の設置または廃止があった場合
- ④ その他更新が必要と消防長が判断した場合

4. 実施計画書に基づく点検

(1) 仮貯蔵等予定場所の点検

実施計画書作成時から状況に変更はないか確認すること。

- 例 ① 保有空地が確保できるだけのスペースはあるか
② 住所等に変更はないか

(2) 使用資機材の点検

使用資機材リストより資機材の経年劣化等不備がないか確認すること。

5. 実施計画書の取り下げ

上記3の①～④に該当しているにもかかわらず更新を行わず、当本部が覚知してから1ヶ月経過した場合、提出された実施計画書の効力は失われることとする。

6. 発災時における仮貯蔵等の手続き

口頭（電話）による仮貯蔵等の申請等

(1) 電話等による仮貯蔵等の申請

実施計画書を当本部へ提出している申請者は、電話により仮貯蔵等との申請をすることができる。

(2) 電話等による仮貯蔵等の承認

電話による申請があれば、当本部は仮貯蔵等の内容や周囲の状況について聞き取りにより確認し、仮貯蔵等の申請内容が実施計画書の内容と相違がなく、安全が確認された場合は、速やかに電話で口頭により承認する。

(3) 現地調査

口頭による承認後、当本部職員は出向できる体制が確保でき次第、現地調査を実施する。保安上、安全でないと判断したときは、仮貯蔵等の中止を求める場合がある。

(4) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（事後手続き）

口頭により承認した申請者は、後日来庁が可能となった場合、速やかに申請書を提出すること。

7. 仮貯蔵等の繰返し承認

仮貯蔵等の繰返し承認は法令上認められないが、震災時等の場合必要と認められれば、繰返し承認が可能である。その場合の留意事項は以下のとおりである。

- ① 1の承認の期間は10日以内とすること。
- ② 仮貯蔵等の期間が10日を超える場合は再度申請を行い、承認を受けること。
- ③ 繰返し承認が認められるのは、仮貯蔵等の承認から3ヶ月以内とすること。
- ④ 承認期間中であっても、仮貯蔵等の必要がなくなった場合は速やかに除去すること。

8. その他留意事項

(1) 承認を受けていない危険物の貯蔵・取扱いを消防が覚知した場合

承認を受けずに危険物の貯蔵・取扱いを実施することは、危険物事故による二次災害発生の危険性が高いことから絶対に行わないこと。万一、当本部が覚知した場合、貯蔵・取扱いの中止を命令する場合がある。

(2) 実施計画書が提出されていない場合

実施計画書が提出されていない場合、原則通常の手続きを要する。

第5. 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等

震災時等に危険物施設に設置された設備等が故障した場合に備えて予め準備された停電時における非常用電源、代替機器の使用や手動機器の活用等について、事前に許可内容との整合性を図り、許可内容に内包することで消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく仮貯蔵等の承認を必要としないものである。

ただし、許可された危険物以外の貯蔵・取扱いや、許可された内容と全く異なる設備等の利用方法は、仮貯蔵等の承認が必要である。

1. 許可内容への内包

許可内容への内包については、事前に変更許可申請又は資料提出等を行い、許可を受けるものをいう。設置許可の段階で、許可されているものについてはこの限りではない。

【危険物施設での臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの例】

- ・設備等が故障した場合の代替機器の使用
- ・停電時における非常用電源及び手動機器の活用等

例 ① 給油取扱所での緊急用可搬式給油ポンプの使用

② 給油取扱所での非常用発電機の使用

2. 許可内容に内包できないもの

法令上、許可施設で認められない危険物の貯蔵、取扱いであっても、震災時等の災害復旧のため臨時的に認められる場合があり、この場合は仮貯蔵等の承認を必要とす

る。

【危険物施設で臨時的な危険物の仮貯蔵等の申請が必要な例】

- ・許可を受けた危険物と異なる類・品名の危険物を貯蔵又は取扱う場合
- ・既設の設備等において、使用目的や使用方法が全く異なる利用をする場合

例 ① 屋外貯蔵所でガソリンを貯蔵

② 給油取扱所でドラム缶より給油

③ 給油取扱所の固定給油設備を用いて指定数量以上携行缶等にガソリン、軽油を注油

3. 予防規程への記載

予防規程を定めなければならない危険物施設について、震災等発生時における緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等について予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定する必要がある。

また、定期的に従業員に対する教育、訓練を実施すること。

4. 発災後の対応

発災後、事業者が予め取り決めていた危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、二次災害を防止する観点から、以下の項目に従って対応する必要がある。

(1) 緊急対応

発災直後は、予防規程等に基づき施設の緊急停止や従業員の安全確保に努めること。

(2) 施設の応急点検

施設の応急点検を行って被害状況を確認し、想定していた臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが行える状況であるか否かを判断すること。

(3) 異常時の対応

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの際、流出や火災等が発生した場合は、速やかに危険物の貯蔵・取扱いを中止して必要な対応を行うとともに、消防機関に通報すること。

(4) 臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの終了

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの必要がなくなった場合は、承認期間内であっても速やかに危険物を除去すること。

第6. その他

1. 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱い

指定数量未満の危険物を臨時的に貯蔵し、又は取扱う場合においては、危険物の仮貯蔵等の承認手続きは必要ないが、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、火災等の事故が発生し、二次災害が発生することを予防するため、本ガイドライン

を参考に、適切に安全対策を講じること。

2. 危険物の仮貯蔵等に係る手数料の減免措置

本ガイドラインが適用された震災時等における仮貯蔵等に係る申請手数料は、申請目的や災害状況等を踏まえ、児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例第4条第1項第2号により免除される。

震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

【ガソリン等の火災危険性を踏まえた貯蔵・取扱い時の留意事項】

《ガソリンの特性》

- ・ 引火点は -40°C 程度と低く、極めて引火しやすい。
- ・ ガソリン蒸気は空気より約3～4倍重いので、低所に滞留しやすい。
- ・ 電気の不良導体であるため、流動等の際に静電気を発生しやすい。



- ・ ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発生する機械器具等を用いないでください。
ガソリンを取り扱っている場所から1 m離れた場所に置かれた洗濯機で火災に至った事例や、火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災に至った事例が報告されており、ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災に至る危険性があります。
- ・ 静電気による着火を防止するためには、金属製容器で貯蔵するとともに、地面に直接置くなど静電気の蓄積を防ぐ必要があるほか、移し替えは流動時の静電気の蓄積を防ぐため、ガソリンに適用した配管で行う必要があります。
- ・ ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所としてください。
特に夏期においてはガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性があることに留意しましょう。
- ・ 取扱いの際には、開口前のエア抜き操作等、取扱説明書等に記載された容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払ってください。
万一流出させてしまった場合には少量であっても回収・除去を行うとともに周囲の火気使用禁止や立入りの制限等が必要です。必要に応じて消火器を準備しておきましょう。また、衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで可能であれば大量の水と石けんで洗い流しましょう。
- ・ ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

《灯油・軽油の特性》

- ・ 引火点は40℃～45℃程度であり、引火しやすい。
- ・ 灯油や軽油の蒸気は空気より約4～5倍重いので、低所に滞留しやすい。
- ・ 流動等の際に静電気を発生しやすい。

- ・ 灯油や軽油を取り扱っている周辺で火気や火花を発生する機械器具等を用いないでください。

灯油や軽油から発生する可燃性蒸気量はガソリンより少ないため、ガソリンと比べれば火災危険性は低いものの灯油や軽油の近くに火気等があれば火災に至る危険性があることには変わりなく、灯油や軽油を取り扱う場合は、ガソリンと同様に細心の注意を払う必要があります。

- ・ 常温において、灯油用のポリエチレンタンクや樹脂製の灯油用給油ポンプの使用は問題ありませんが、液温が高くなる（40℃以上）環境下で用いる場合は、灯油に蓄積された静電気で火災に至る危険性があることに留意する必要があります。

ガソリンほどではありませんが、灯油や軽油も流動等の際に静電気を発生しやすい性質があります。また、灯油や軽油も蒸気と空気の混合率が一定範囲内（1.0vol%～6.0vol%と広範囲）で燃えます。

- ・ 灯油や軽油の容器から灯油や軽油の蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、灯油や軽油の貯蔵や取扱いを行う場所は通風、換気を良くしましょう。

【自動車のガソリン等を抜き取って使用することは危険です】

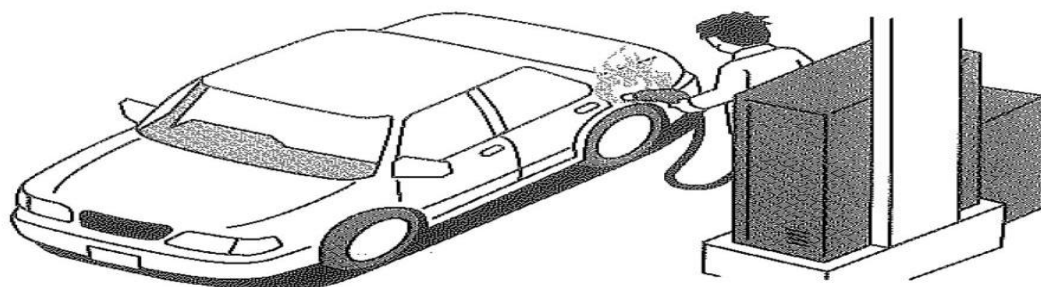
ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、ガソリンスタンドにおいても静電気による火災が発生する事例が発生しています。

事故概要①の図は、自動車に給油しようとした際に人体に帯電した静電気により火災が発生した事例であり、事故概要②の図はオイルチェンジャーを用いて自動車のガソリンを抜いていたところ火災に至った事例です。

被災地において、仮に樹脂製の灯油用給油ポンプを用いて自動車からガソリンを抜き取った場合、ガソリン自身が帯電してしまい、火災に至る危険性はオイルチェンジャー以上に高く、非常に危険です。二次災害を防止する観点からも、控えてください。

事故概要①

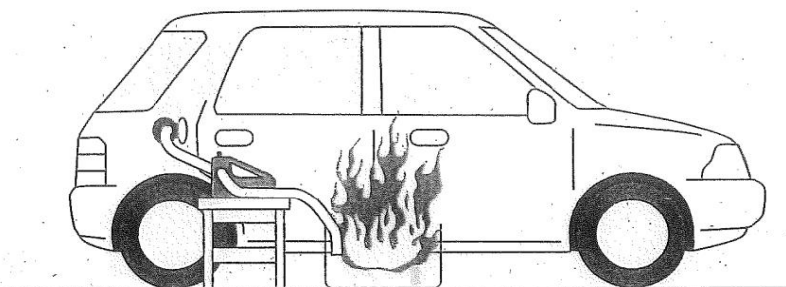
セルフ給油取扱所で顧客が車両にガソリンを給油中に車両の給油口付近から出火したものの。炎が上がり、慌てて給油ノズルを給油口から抜き取ったため、こぼれたガソリンと車両ボディー若干を焼損したものの。



事故概要②

ハイオク仕様の普通乗用車にレギュラーガソリン530を誤給油してしまった。そこでオイルチェンジャーを使用してレギュラーガソリンを金属製の200容器に移し替えていたところ、ガソリンに引火した。

なお、粉末消火器を使用して消火作業に従事した従業員1名が左下腿と左手背部に熱傷を負った。



【ガソリン等の燃料を容器で運搬する場合等の留意事項】

ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生することから、金属製の容器（ガソリン携行缶やドラム缶等）で運搬する必要がありますが、ガソリン等を容器で運搬する場合には消防法令上、危険物取扱者が乗車することまでは求められていません。もちろん、防火上の観点から危険物取扱者が乗車されることは望ましいことではあります。

また、ガソリン等を車両で運搬する場合、ガソリン等を収納した容器の運搬個数に制限はありません。ただし、乗用車（乗用の車室内に貨物を積むものを含む）によりガソリン等を運搬する場合は、22リットル以下の金属製の容器とする必要があります。

さらに、運搬中に危険物が落下・転倒することがないように積載すること、3メートル以上積み重ねて運ばないこと等の防火上の対策は講じていただく必要があります。

なお、大量のガソリン等（ガソリンの場合は200リットル以上、灯油又は軽油の場合は1,000リットル以上）を運搬する場合は事故時の火災危険性が高いことから、消火器を設置するとともに、周囲に大量の危険物を運搬していることが容易にわかるように「危」と記した標識を掲げる必要があります。

当該車両が大量の危険物を運搬していることを周囲に周知し注意喚起するという制度趣旨を達成するものであれば、簡易な標識でも可能です。

一方、タンクローリーでガソリン等を大量に移送（運搬）する場合、一度事故が発生すると火災に至る危険性が高く、また、火災時には周辺施設も含めて大きな被害が発生する危険性があることから、指定数量以上の危険物を移送するタンクローリーには危険物取扱者が乗車する必要があります。

この場合の危険物取扱者とは、甲種危険物取扱者、乙種危険物取扱者（4類）又は丙種危険物取扱者を指します。毎年約14万人の方がタンクローリーで移送（運搬）する際に必要とされる資格となっています。前述の火災危険性をご理解いただき、有資格者が乗車したタンクローリーで安全に大量のガソリン等を運んでいただけるようお願いいたします。

なお、タンクローリーの運転者自身が危険物取扱者である場合は、必ずしも別に危険物取扱者を乗車させる必要はありません。

【石油ストーブ等の灯油がなくなってもガソリンは絶対に使わないで下さい】

ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生します。一方、灯油の引火点は 40°C 程度であり、火災危険性は高いもののガソリンほどではありません。

石油ストーブや石油ファンヒーター等は、あくまでも灯油を燃料として用いることを前提に作られているため、仮に灯油がなくなった場合でも、灯油の代わりにガソリンを給油すると火災が発生する危険性が非常に高くなります。しかも、石油ストーブ等は建物内で用いる場合が大半であることから、建物火災に発展する危険性が高いので、絶対に使わないようにしてください。